

公 示

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の運行回数の指定

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業における地方運輸局長が指定する運行回数は、下記のとおり指定したので公示する。

なお、競合系統を有する運行系統は除く。

平成13年12月26日

北海道運輸局長 中 本 光 夫

記

指 定 す る 区 域	指定する運行回数
北海道運輸局管内	10回

付 則

この公示は、平成14年2月1日以降に当局管内の陸運支局において受理するものから適用する。